

セルフメディケーション税制の確定申告、スタート

健保だより「おげんきですか」平成29年4月号でもお伝えしましたが、平成29年分の市販医薬品の購入について医療費控除の特例（セルフメディケーション税制）が受けられるようになりました。対象の市販薬を12,000円以上購入した場合、確定申告により減税が受けられます。

対象となる市販薬

対象となるのは、主に医療用から転用された医薬品です。

自主的な取り組みとして、パッケージには識別マークが記載されています。また、レシートにも★印などの識別マークが表示されるとともに、セルフメディケーション税制対象薬品である旨のコメントが印字されています。

* 識別マークの例



(本マークは、一般社団法人日本OTC医薬品情報研究所の登録商標です。)

申告に必要なものは

①対象となる医薬品を購入した際のレシートまたは領収書

- ・平成29年1月1日～12月31日分
- ・合計12,000円以上

②以下のいずれかを受けた際の結果通知表または領収書

特定健診、予防接種、定期健康診断、健康診査、がん検診

* これら検査を受診されていない方は、セルフメディケーション税制を受けることができません。

【参考】セルフメディケーション税制についての詳細

⇒ 「おげんきですか」平成29年4月号を参照ください。

<https://spirit.rikkyo.ac.jp/kenpo/information/SitePages/index.aspx>

【参考】対象となる医薬品についての詳細

⇒ 厚生労働省のサイトを参照ください。

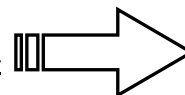
<http://www.mhlw.go.jp/>



セルフメディケーション税制と医療費控除

セルフメディケーション税制と医療費控除は同時に利用することができません。セルフメディケーション税制は市販薬の購入が多かった方向けの制度ですので、医療機関を多く利用した方は従来の医療費控除もご検討ください。

医療費控除については次頁へ



426号 目次

セルフメディケーション税制の確定申告、スタート	P1
医療費控除について / 「医療費のお知らせ」について	P2
保健師コラム 防ごう、受動喫煙	P3
事務局からのお知らせ ・進学、就職などによる異動の届出 ・平成29年度各種補助金、健康表彰の受領期限 ・春季開室時間変更のお知らせ	P4

医療費控除について

医療費控除とは、その年の1月1日～12月31日までの間に支払った医療費が10万円を超えた額を確定申告することで、最高200万円まで所得控除が受けられる制度です。これにより、払いすぎていた所得税が還付されたり、翌年の住民税が減額されます。医療費は本人の分だけでなく、生計を共にする配偶者や親族の医療費も合算して申告することができます。

これまで、医療費控除を受けるには確定申告書と併せて医療費の支出を証明する領収書の添付が必要でした。しかし、平成29年分の確定申告からは、領収書の代わりに申告者本人が様式に沿って作成した「医療費控除の明細書」もしくは健康保険組合が発行する「医療費通知（当健保での名称は『医療費のお知らせ』）」の原本を添付して申告することができます。

★平成31年分までは、経過措置として従来の領収書の添付でも申告できます。

領収書は、税務署からの提示を求められたときのため、手元に5年間は保管しておく必要があります。医療費通知をもって申告する場合には、医療費通知発行の直近1～2ヶ月分は、健康保険の請求事務の都合上、医療費通知に内容が反映されません。反映されない部分につきましては、「医療費控除の明細書」を作成し領収書を保管しておく必要があります。交通費など医療費通知に記載されないものも同様となります。

【参考】医療費控除とは、要件、対象金額、等

⇒ 詳細は、国税庁のサイトを参照ください。

<http://www.nta.go.jp/taxanswer/shotoku/1120.htm>

https://www.nta.go.jp/shiraberu/ippanjoho/pamph/pdf/iryoukoujyo_meisai.pdf

★平成29年1月～10月分の医療費総額が掲載された「医療費通知（医療費のお知らせ）」の発行をご希望の方は、健康保険組合までご連絡ください。

「医療費のお知らせ」について

健康保険組合では、健康保険制度をよりご理解いただくため、1件につき1ヶ月の医療費総額が10,000円以上かかったものについて、3ヶ月ごとに「医療費のお知らせ」を作成し、被保険者の方にお送りしています。

「医療費のお知らせ」や医療機関からの領収書には、かかった医療費の総額と医療機関窓口で支払った自己負担額が記載されています。医療費のうち、自己負担額以外は、すべて健康保険組合から医療機関に支払われています。

健康保険組合では、皆様からお支払いいただく健康保険料をこうした医療費の支払いに充てています。皆様からの健康保険料を適正に使用するためにも、医療費のチェックをお願いいたします。万が一、差異がありました場合には、健康保険組合にご相談ください。

<医療費チェック>

- 医療機関から受領の領収書と「医療費のお知らせ」の支払い額を照合
- 受診日、受診日数を確認



保健師コラム

防ごう、受動喫煙

健保保健師 篠雅子

受動喫煙とは

タバコを吸わない人がタバコの煙を吸い込んでしまうことです。

受動喫煙にさらされると、がんや脳卒中・心筋梗塞をはじめ、様々な病気のリスクが高まります。特に子どもへの影響は大きく深刻です。病気のリスクはもちろんのこと、脳や身体の成長をさまたげるため、学力が低下することもわかっています。受動喫煙は、**喫煙者が非喫煙者に及ぼす健康被害**です。

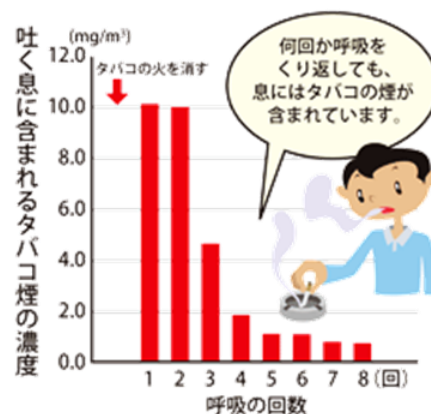
日本では、受動喫煙により毎年1万5千人以上が命を落としています。

タバコの煙は空気清浄機や分煙で防止できる？

タバコの煙の約97%は一酸化炭素をはじめとした有害なガス状成分です。空気清浄機は粒子しか取り除けないため、多くの有害物質は通り抜けてしまいます。そのため、空気清浄機では受動喫煙を防げません。

また、喫煙席と禁煙席を分けてもタバコの煙は速やかに広がるので、分煙では受動喫煙防止の効果はありません。また、喫煙室を作っても、人の出入りによりタバコの煙が喫煙室から漏れ出すため、受動喫煙は防げません。

ベランダや喫煙所など別の場所で吸っても、喫煙者の息からタバコの煙が約4分～20分ほど吐き出されており、また副流煙が服や髪について1時間以上まわりを汚染し受動喫煙を引き起こすため、受動喫煙は防げないのです。



受動喫煙の害を防ぐには

受動喫煙を防ぐには、完全禁煙しかありません。特に働く人が長い時間を過ごす職場は、適切に受動喫煙を防がなければなりません。屋内全面禁煙に加え、髪や服についたタバコの煙や喫煙者が吐き出すタバコの煙による受動喫煙を防ぐには、就業時間内の禁煙が必要です。

- ・病気休業・早期死亡の予防
- ・メンタルヘルス対策
- ・職員の信頼感アップ
- ・社会的なイメージアップ
- ・労働災害のリスク低下
- ・非喫煙者の受動喫煙による健康被害の防止
- ・ニコチン依存による生産性低下の回復
- ・掃除等のコスト削減 など

職場が禁煙に取り組むメリット

職場が禁煙に取り組むと、非常に多くのメリットがあります。非喫煙者の受動喫煙による健康被害の防止はもちろん、更に喫煙者が禁煙できると、左記のようなメリットがあります。

健康と未来のために、一步踏み出しましょう！

参考)

厚生労働省「受動喫煙対策の強化について(基本的な考え方の案)」

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000153190.html>

禁煙外来を利用すると、より楽に、より確実に、比較的小金をかけずに禁煙できます。

禁煙外来のある医療機関を検索！

■日本禁煙学会HP：<http://www.jstc.or.jp/>

■ファイザー [すぐ禁煙.jp](http://sugu-kinen.jp)：<http://sugu-kinen.jp>



事務局からのお知らせ

【進学・就職などによる異動の届出】

3月～4月にかけて、就職・退職などにより、扶養に関係するご家族の異動が多くなる時期です。立教学院健康保険組合では、各校の人事担当者経由で被扶養者の異動情報を確認し、異動の手続き・保険証の新規発行などを実施しております。以下のようなことがありましたら各校人事への届出が必要です。手続きが必要かどうかわからない場合は、健康保険組合にお問い合わせください。



- お子さんが就職して、就職先の健康保険組合の被保険者となったとき。
- 父母の公的年金額等が被扶養者の収入の範囲を超えたとき。
- 結婚などにより、配偶者の扶養に入るとき。配偶者を扶養に入れるとき。
- 被扶養者の方がパート勤務等で働き、被扶養者の範囲を超える収入のとき。

【平成29年度の各種補助金・健康表彰の受領期限：平成30年3月末日】

◎ 契約保養所利用補助金、婦人科検診・脳ドックの補助金は、申請書類をご提出いただいた翌日以降、随時健康保険組合窓口で補助金を受け取ることができます。（学内便で提出された方も同様です。）受領の際、領収書への押印が必要となりますので、申請後、まだ補助金の受取りを済ませていない方は、保険証と認印（シャチハタ可）をご持参のうえ、健康保険組合窓口までお越しください。
3月末日までに受け取りにお越しにならない場合は、申請は無効となってしまいますのでご注意ください。

◎ 今年度春に健康表彰記念品のご案内を受け取っている方は、ご案内の通知と保険証、認印（シャチハタ可）をご持参のうえ、3月末までに健康保険組合窓口まで受取りにお越しください。

※池袋キャンパスに来ることが難しい方は、お早めに健保までご連絡ください。



【春季開室時間変更のお知らせ】

立教学院の定めるところにより、下記の日程は窓口対応時間が変更となりますので、来室の際はご注意ください。

<春季開室時間変更>

3月26日（月）～3月29日（木） 9時～16時30分

*参考 平常の窓口対応時間

月曜～金曜：9時～17時、土曜：9時～12時30分（第二・第四土曜は閉室となります）



発行日：平成30年2月1日

発行：立教学院健康保険組合

〒171-0021 東京都豊島区西池袋3-34-1

立教大学池袋キャンパス 学院事務棟アネックス3階

TEL:03-3985-2760 FAX:03-3985-2866

URL:<http://www.rikkyogakuin.jp/institution/kenpo/>

健保からのお知らせ・サービスのご案内等は「おげんきですか」でご案内します。どうぞ毎号ご家族皆様でご覧ください。次号は平成30年4月1日発行予定です。